

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

青森県東通村

令和3年6月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、74, 200ha（年平均7, 420ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本村の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で4, 240ha（年平均424ha）の間伐を行うことを、本村特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講すべき区域の基準に従い、本村の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地形図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に基いて、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載する。

(4) 作業路網

(5) その他施設

※土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1/25000 地形図相当又は 1/5000 森林計画図の図面に図示する (市町村管内図等の使用も可)。)

- ・特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
 - ・対図番号（団地番号、林小班番号等）を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。